

**稲敷市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託
プロポーザル審査(評価)要領**

1. 選定方法

- (1) 参加表明については、事務局が確認を行い、審査委員会に報告する。
- (2) 企画(技術)提案書の選定は、本要領に基づいて評価を行い、その評価結果をもとに審査委員会の審議により選定する。
- (3) 配点及び評価基準は、下記のとおりとする。

2. 業務実施上の留意事項(次の場合は委員会において、参加要件の確認を行い参加させるかを判断する。)

- (1) 企業の前年度売上高が著しく低い場合。
- (2) 企業の職員数が、著しく少ない場合。
- (3) 企業の同種業務実績がない場合。
- (4) 業務責任者が同種業務の実績がない場合。
- (5) 業務責任者が提出者の組織に属していない場合。
- (6) 業務責任者が1名でない場合。
- (7) 各担当者が2名以下でない場合。
- (8) 配置予定の担当者が国家公務員の場合は、国家公務員法103条の規定を、地方公務員の場合は、地方公務員法第38条の規定をみたしていない場合。
- (9) 業務責任者が、それぞれ他の担当者を兼任している場合。
- (10) 業務分野の大部分を再委託する場合。
- (11) 協力会社が稲敷市の指名停止を受けている期間中である場合。
- (12) その他、設定した条件を満たしていない場合。

3. 技術資料の確認

評価基準				配点
技術資料	企業の要件	前年度の売上高	参加者中、売上げ1位の場合は2点とする。以下、売上高に応じて点数を比例配分とする。（小数点以下第3位を四捨五入して第2位止め）	2
		職員数	参加者中、職員数1位の場合は3点とする。以下、職員数に応じて点数を比例配分とする。（小数点以下第3位を四捨五入して第2位止め）	3
		同種業務の実績	同種業務実績が10件以上の場合は、5点とする。同種業務実績が1～9件の場合は3点とする。その他は0点とする。	5
	配置予定者の要件	業務責任者の同種・類似業務実績	同種業務実績が3件以上の場合は、5点とする。同種業務実績が1～2件の場合は3点とする。類似業務実績のみの場合は1点とする。	5
		担当者の同種・類似業務実績	担当者の同種業務実績の合計が3件以上の場合は、5点とする。同種業務実績の合計が1～2件の場合は3点とする。類似業務実績のみの場合は1点とする。	5

※実績が無いものについては、原則、企画(技術)提案書の採点をせず、失格とする。ただし、審査会が認めた場合はこの限りではない。

4. 企画(技術)提案書の評価項目及び配点、評価基準

提出された企画(技術)提案書について、次の評価基準に基づき評価する。なお、企画(技術)提案書の内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない、業務目的に反する記載や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている、実施方針と要求に対する技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていないなどの場合は評価しない。

評価基準		配点
企画提案内容	業務の企画（業務実施方針、工程表）	10
	日常生活圏域ニーズ調査等における課題把握や施策反映のための独自の設問設計・集計方法・分析方法の提案	10
	当市の現状と現行計画等の課題に対する提案（認知症施策推進計画の一体的策定を含む）	20
	分かりやすく市民に伝わる構成・体系・デザインの提案	10
小計		50

企画提案書の評価

企画提案書の評価は、提案内容の的確性、実現性、技術力等についての評価とする。採点

は、評価項目の採点基準に基づき評価点を算出し、60点を満点とする。

【評価項目の採点基準】 価格評価は除く

評価	評価内容	採点基準 (配点10点)	採点基準 (配点20点)
A	優れている	10点	20点
B	やや優れている	7点	15点
C	普通	5点	10点
D	やや劣っている	3点	5点
E	劣っている	0点	0点

5. ヒアリングの評価基準

ヒアリングの質疑応答の内容について、次の評価基準に基づき評価する。

評価基準			配点
ヒアリング	専門技術	当該業務の業務方針等の説明ができ、業務経験や知識が豊富であるか。	10
	取組意欲	当該業務全般を通して取組み意欲が感じられ、効果的な提案が示されているか。	10
小計			20

(1) 専門技術の評価例

- ・担当した業務（あるいは業務の一部）において採用した業務方針や手法、問題点と解決策などがきちんと説明でき、中心的・主体的に業務に携わったことが伺える場合に評価する。
- ・関連する分野の業務経験や知識が豊富である場合に評価する。

(2) 取組意欲の評価例

- ・当該業務を実施する上での課題や問題点が把握されている場合に評価する。
- ・当該業務に対する技術多岐な裏付けが明確であり、積極的な補足説明がある場合に評価する。
- ・疑問点について積極的な質問がある場合に評価する。

6. 価格評価について

評価基準		配点
参考見積	参加者中、参考見積金額が最も低い者は、10点とする。以下、委託料上限額に対する参考見積金額の低さに応じて点数を比例配分とする。（小数点以下第3位を四捨五入して第2位止め）	10

7. 企画(技術)提案書の特定

プロポーザル審査委員会は、提出された技術資料、企画(技術)提案書について、各々の評価基準に基づき算出された合計点が最も高い者を、当該業務に最適な者として特定する。

合計点が同点となった者が複数あった場合は、要求に対する提案毎の平均評価点数を比較し、平均点数の高い項目が多かった者を特定者とする。また、前記の方式をもって比較しても差がない場合は、参考見積金額が低い者を特定者とする。

なお、企画（技術）提案書を提出したものが1者のみであった場合は、その者を上記の評価基準に基づき評価したうえで協議し、審査委員が認めた場合はその者を最適な者として特定する。